

議案第 6 号

川崎市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「（以下「手帳」という。）」及び「。以下「省令」という。」を削り、同項第 2 号中「第 12 条に」を「第 9 条第 6 項に」に改め、同項第 3 号中「手帳」を「身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳」に、「省令」を「身体障害者福祉法施行規則」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、「精神又は身体の」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）

第 6 条第 3 項の表の 1 級に該当する障害を有する者

第 4 条中「医療費」の次に「（第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる者に該当する対象者（同項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のいずれかに該当する者を除く。）

又は当該対象者と同程度の障害を有すると市長が認めた同項第5号に掲げる者に該当する対象者にあつては、入院に係るものを除く。）」を加える。

第5条第1項中「申請書を市長に提出しなければ」を「ところにより、市長に申請し、当該助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければ」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級が1級に該当する者を新たに助成の対象者に加え、入院に係る医療費を除く医療費を助成することとすること等のため、この条例を制定するものである。